

「宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議」
会議録要旨（全文）

日 時：平成30年11月27日（火） 午後10時から正午まで

場 所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室

出席者：足立智昭会長，君島昌志副会長，我妻良恵委員，大竹幸恵委員，
佐藤佐智子委員，佐藤善司委員，佐藤憲康委員，鈴木謙一委員，
高野幸子委員，高橋由美委員

（以上，次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の兼務委員）

海野京子委員，本多恵子委員（次世代育成支援対策地域協議会委員）

小林純子委員，佐々木とし子委員（子ども・子育て会議委員）

1 開会

司会（子育て社会推進室 小林副参事）

○ 本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今より，宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議を開催いたします。

○ この会議は，次世代育成支援対策地域協議会条例及び子ども・子育て会議条例に基づくそれぞれの会議を合同で開催しておりますが，はじめに，公募により11月より新たに次世代育成支援対策地域協議会委員に御就任いただいた方を御紹介いたします。

海野京子委員でございます。

本多恵子委員でございます。

お二人には 保健福祉部長の渡辺より委嘱状を交付させていただきます。また，本日欠席されておりますが，宮城県私立幼稚園連合会から委員の交代がありまして，副理事長の根來興宣様に新たに委員に就任いただいておりますこと，ご報告いたします。

なお，引き続き委員にご就任いただいた皆様に対しましても委嘱状の交付をさせていただくところでございますが，時間の都合上，皆様のお手元に配布させていただきましたので，ご了承願います。

○ ここで，会議の成立について御報告いたします。本日は所用により，奥村委員，佐々木敦子委員，菅原委員，根來委員が御欠席でございますが，次世代育成支援対策地域協議会においては14名中12名，子ども・子育て会議については16名中12名の委員の皆様にご出席をいただいております。いずれも半数以上を占めることから，条例の規定により，本会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお，本日の会議については，情報公開条例に基づき，公開とさせていただきます。また，議事録は，県政情報センターや県ホームページで公開することになりますので，よろしく願います。

○ はじめに，会議の開催に当たりまして，保健福祉部長の渡辺より御挨拶申し上げます。

2 挨拶

渡辺保健福祉部長

- 「宮城県 次世代育成支援対策 地域協議会」及び「宮城県子ども・子育て会議」の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。
- 本日は、御多忙の中、お集まりいただき、ありがとうございます。
併せて、引き続き、本会議の委員に再任された皆様におかれましては、快くお引き受けいただきましたことに御礼申し上げます。
また、このたび、新たに本会議の委員に就任されました3名の方々におかれましては、今後、県の子育て支援施策について貴重なご意見を頂戴したいと存じますので、よろしくお願ひいたします。
- 震災からすでに8年目を迎え、インフラの整備や産業の再生が着実に進んでまいりました。また、医療・福祉関連施設もほぼ復旧し、保健・医療・福祉の提供体制も回復しているところです。
着実に復興が進む一方で、震災の影響により心に問題を抱えた子どもたちのケアが大きな課題となっております。いじめや不登校を未然に防ぐため、学校生活における相談体制整備や、問題を抱えた親子関係の正常化のための支援など、内容を拡充しながら、きめ細やかに取り組んでいるところでございます。
- また、宮城県の少子化をめぐる現状も深刻化しており、少子化対策も喫緊の課題となっております。
県としましては、子育て世帯に対する経済的支援や保育所整備に対する独自の補助を実施しており、子どもを生み育てやすい環境整備などの充実にも、力を入れているところで
来月25日には、「少子化対策トップセミナー」と題し、市町村・企業・団体等の関係者を対象とした、組織全体で子育て支援の取組みを推進するためのセミナーを開催いたします。地域で子育て支援を進めるためには、官民一体となって取り組む必要があることから、こうした普及啓発にも力を入れてまいります。
- さて、本日の会議では、「次期『みやぎ子ども・子育て幸福計画』の策定」について、皆様の御意見を頂戴することとなっております。
平成32年度から5年間の次期計画につきましては、平成27年10月に施行された「みやぎ子ども・子育て県民条例」に基づく項目も盛り込むこととなることから、本日は、条例の概要等について御説明申し上げる予定でございます。
また、「東日本大震災みやぎこども育英基金」につきましては、全国の皆さまから多大な御寄付をいただいております。現在、震災で親を亡くしたこどもの奨学金や震災遺児・孤児を養育している里親等の支援、被災した子どもの心のケアなどに使わせていただいております。今回、これらの支援は継続しながら、用途を拡大する方向で検討しておりますことから、その内容につきまして委員の皆様へ御説明申し上げたいと考えております。
皆様方から忌憚のない御意見・御提言をいただきたいと存じます。
- 結びになりますが、本会議における審議が活発かつ有意義なものになるよう、改めまして皆様の御協力をお願いし、開会の挨拶とさせていただきます。

3 出席者紹介

司会

- 次に、主な職員を御紹介いたします。

保健福祉部部長の 渡辺 でございます。

保健福祉部次長の 佐藤 でございます。

子ども家庭支援課長の 末永 でございます。

子育て社会推進室長の 福田 でございます。

総務部参事兼私学・公益法人課長の 新妻 でございます。

教育庁総務課長の 布田 でございます。

教育庁義務教育課 副参事 佐々木 でございます。

なお、渡辺部長におきましては、公務のため、会議の途中で失礼させていただきます。

- それでは、以後の進行につきましては、条例の規定により足立会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

4 説明事項

(1) 次期「みやぎ子ども・子育て幸福計画」(平成 32 年度～平成 36 年度)の策定について

足立会長

- 議長を務めます足立でございます。皆様の御協力を頂きまして、円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- それでは、議題(1)、次期『みやぎ子ども・子育て幸福計画』の策定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

- それでは、説明事項の(1)次期「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の策定について御説明いたします。

《次期計画策定のスケジュールについて》

- まず、現「みやぎ子ども・子育て幸福計画(第Ⅰ期)」は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間の計画でありますことから、「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」並びに「みやぎ子ども・子育て県民条例」に基づき、平成 32 年度から5年間の次期計画を策定することとなります。
- 今年度から来年度にかけて具体的に策定作業を行ってまいります。その大まかなスケジュールをお示しさせていただきます。

資料1をご覧ください。今年度は、本日の会議において、計画全体についてご意見をいただき、庁内関係課との調整を図りながら、「素案」の作成作業を行ってまいります。来年度は、計画を推進する県事業を選定しながら「中間案」の調製を行います。7月下旬を目途に、本審議会において委員の皆様にご意見をいただく予定でございます。その後、子ども・子育て支援法で義務付けられている、各市町村における、教育・保育のニーズと施設の整備計画の数値を反映し、11月から12月にかけてパブリックコメントを

実施する予定でございます。パブリックコメントの意見を踏まえ、「最終案」を調製いたしますが、最終案につきましても、委員の皆様にご審議いただくこととなります。その後、議会への報告を経て、平成31年3月末までに計画を確定する予定となっております。

委員の皆様には、計画全体について幅広いご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

《現計画の体系図と条例の概要について》

- 次に、現計画の体系図と条例の概要についてご説明いたします。

資料2の計画の体系図をご覧ください。資料2の左側の図は現計画、右側は、資料3の「みやぎ子ども・子育て県民条例」本文を条例の概要として体系図に表したものです。

まず、現計画は平成26年度に策定したのですが、平成27年10月に「みやぎ子ども・子育て県民条例」が施行されたことから、次期計画では、条例第24条に基づく「基本計画」として位置づけ、条例の内容を踏まえた計画にしていく必要があると考えております。

- 次に、条例の概要についてご説明いたします。「前文」ですが、これは、条例制定についての説明であり、その一部について記載しております。

次に、基本理念ですが、条例の第3条に基本理念について、ご覧のとおり6項目の記載があります。

1 全ての子どもは、かけがえのない存在であり、今を生き、未来を担う一人の人として尊重されること。

2 全ての子ども及び保護者が、子ども・子育て支援を必要に応じて受けることができるようにすること。

3 保護者が子育てについての第一義的責任を有するものであること。

4 県、市町村、県民、事業者等は、子どもが未来を担う者であることに鑑み、相互に連携し、及び協働して社会全体で子ども・子育て支援に取り組むこと。

5 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重され、一人一人の希望がかなえられるよう最大限配慮すること。

6 東日本大震災による影響を受けた全ての子どもが健やかに成長していくことができるよう積極的に対策を進めること。

以上のとおり記載しております。

- 次に、基本的施策についてですが、条例の第2章基本的施策等の第1節から第7節を大項目とし、第8条から第23条までの16項目を基本的施策として項目立てしたものであります。

現計画と条例の比較において、現計画にすでに条例の内容が含まれている部分、新たに追加すべき部分、状況の変化に応じて修正や組み替えが必要な部分、様々あるかと思いますが、委員の皆様をはじめ、多方面から意見を伺いながら施策体系などを検討してまいりたいと考えております。

《条例の項目に沿った現状と課題等》

- 続きまして、条例の項目に沿った場合、どのような現状と課題に整理できるかについてご説明いたします。資料4の表をご覧ください。

この表は、条例のそれぞれの項目に対応する「主な現状と課題」「主な施策の方向性」現計画の内容等を参考に整理したものであります。

基本的施策の1 子どもの健やかな成長の促進 (1) 子どもの成長に応じた切れ目のない支援 につきましては、関係機関が連携し、幼児期から大人になるまでの保育・学校教育の推進と保育・教育の資質の向上を図るための体制整備について記載しております。待機児童解消、保育所整備、保育の質の向上などがここに含まれるものと整理しております。

次に、(2) 子どもの意見の尊重 につきましては、子どもの人権を尊重し、社会の一員として意見が表明できる環境整備について記載しております。

次に、(3) 子どもの社会参加の促進 につきましては、子どもが学校や地域において自発的にボランティアや地域活動に参加できる仕組みづくりについて記載しております。

次に、(4) 育ちの場の充実 につきましては、子どもが他の世代と交流しながら、地域における体験活動への参加を通して、人間性と社会性を育むこと、また、子育て家庭の多様なニーズに応じた保育サービスの提供と保育士の人材確保及び資質向上について記載しております。

国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」において、県計画に盛り込むこととされております。放課後児童クラブ及び放課後子供教室に従事する職員の研修、教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策などがここに含まれるものと整理しております。

次に、(5) 子ども及び保護者の健康の増進等 につきましては、子ども及び保護者の健康増進のための母子保健医療体制の充実について記載しております。次期計画において、「宮城県母子保健計画」としても位置付けることとしており、主に、基本的な生活習慣の確立、食育の推進、妊産婦・乳幼児への支援などの母子保健施策がここに含まれるものと整理しております。

次に、(6) 生活環境の整備の促進 につきましては、子育て世帯向けの賃貸住宅整備、安心・安全まちづくりに向けた取り組みについて記載しております。

次のページに移りまして、2 子どもへの支援 (1) 子どもに対する人権被害の未然防止等 につきましては、子どもへの虐待、いじめの早期発見及び早期対応について記載しております。児童虐待への積極的な対応と、より実効性のあるネットワーク体制の構築などがここに含まれるものと整理しております。

次に、(2) 子どもからの相談への対応 につきましては、子どもの悩みの解消のための相談体制の整備について記載しております。いじめや不登校の未然防止に向けた取り組み、医療的なケアを含めた様々な心の問題を抱える子どもへの支援施策などがここに含まれるものと整理しております。

次に、3 保護者への支援 (1) 家庭教育に対する支援 につきましては、家庭での教育力の充実を図るための良好な親子関係の構築支援について記載しております。「学ぶ土台づくり」の親子間の愛着形成などがここに含まれるものと整理しております。

次に、(2) 雇用環境の整備 につきましては、子育てしやすい職場環境づくりを進めるため、雇用する事業者への普及啓発について記載しております。女性の活躍、育児支援制度の充実の普及啓発、男女共同参画やワークライフバランスなどがここに含まれるものと整理しております。

次に、(3) 経済的負担の軽減 につきましては、子育てに係る保護者の経済的支援施策について記載しております。経済的支援については、同じく来年度改定作業を行う予定であります、「子どもの貧困対策計画」に記載されている、ひとり親世帯や就学援助、母子父子福祉資金貸付制度などの内容を含むものでありますので、「貧困計画」との整合性を図る必要がある項目でございます。

また、幼児教育・保育の無償化については、国において内容を検討中でありますことから、国の動向をみながら、計画への盛り込み方を検討すべきと考えております。

次のページに移りまして、4 次代の子育てを担う者への支援 につきましては、若者に対するの親になることへの意識啓発及び、就労支援など経済的自立に向けた支援について記載しております。若者個人の価値観を尊重した結婚や子育てについて意識啓発の取組や、ワンストップ職業相談、いわゆる「ジョブカフェ」もここに含まれるものと整理しております。

次に、5 特別な支援を要する子ども等への支援 につきましては、障害のある子ども及びその保護者や社会的養護を要する子どもに対する支援について記載しております。障害児の支援体制の充実や小児慢性特定疾患児童の医療費助成などの支援や、「社会的養護」として、児童養護施設や里親に対する専門的支援などがここに含まれるものと整理しております。

次に、6 子育てを支える社会的基盤の整備 (1) 地域における子育て支援体制の充実 につきましては、子育てをする保護者が集い、相互交流を図るための支援について記載しております。市町村が実施するファミリーサポートセンターの運営支援などがここに含まれるものと整理しております。

次に、(2) 子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進 につきましては、地域において子育て支援活動を行う個人及び団体を、広く周知し活動の促進をしていくことについて記載しております。

最後に、7 東日本大震災の被災地の子ども・子育て支援 につきましては、県が関係機関と連携し、東日本大震災の影響を受けた全ての子どもが健やかに成長できるよう、心のケアや学習支援など成長とともに寄り添った支援を継続的に行っていくことについて記載しております。震災遺児孤児に対する支援金の支給や里親養育支援、子どもの心のケアハウスにおける複合的サポートなどがここに含まれるものと整理しております。

ただいま御説明説明した資料を参考に、委員の皆様が、現在、問題・課題としてお考えになっていることについて、ご意見をいただき、次期計画の素案作成に活かしていきたいと思っておりますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

- 以上で説明事項(1)次期「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の策定についての説明とさせていただきます。

足立会長

- それでは、事務局からの説明に対して委員の皆さんからご質問とかご意見をお伺いしたいと思いますが、最初にお話ししましたようになるべくたくさんの委員のご意見をいただきたいというふうに思いますので、1回のご質問、ご意見、2分程度でお願いできればと思います。

それでは、委員の先生方、ご質問、ご意見ございましたらよろしく申し上げます。
佐藤委員、お願いします。

佐藤（善）委員

- 単純な質問なんですけれども、資料2のところの5番目のところに「個人の意見が尊重され」と書いてあって、資料3の基本理念の5のところは「価値観」と書いているんですが、これは意見と価値観というのは何か意図的に書いたのかどうか、そこをちょっとお伺いしたいなと思ったんです。

事務局（子育て社会推進室）

- 申し訳ありません。これは「価値観」が正しいものでございます。ここは特に意図したものではありません。「個人の価値観が尊重され」と訂正させていただきます。佐藤委員、ご指摘ありがとうございます。

足立会長

- それでは、そのほかございませんでしょうか。
では、小林委員、どうぞ。

小林委員

- 資料4の5番の第20条の3つ目なんですけれども、条例のほうの20条の社会的養護の子どものことを書いている20条の2です。こちらが同じ内容と読むのはちょっと難しいところがあるかなと思うんです。それは里親としてというところの前段で、親を失った子どもの養育世帯ということなので、いわゆる社会的養護の子どもたち、例えば虐待などで施設に入っている子どもたちを全体に含むというふうに読みにくいところがありますので、できればこの「社会的養護のもとにある子ども」というふうにこちらの現状と課題のところにも明記していただけるとありがたいかなと思います。

足立会長

- 事務局いかがでしょうか。

事務局（子育て社会推進室）

- 小林委員がおっしゃるとおり社会的養護を要する子どもたちにつきまして、主な現状と課題のところはないというところでございます。そこについては重要な部分でございますので、計画に盛り込んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

足立会長

- そのほか、ございませんでしょうか。何かありませんでしょうか。

それでは、私のほうから1つ。資料4の2、子どもへの支援の(2)のところの主な施策の方向性というところで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの体制の充実あるいは精神科医による子どもメンタルクリニック事業があるんですけども、特に思春期の子どもたちというのは自分が心の問題を持っているということに対して何か罪悪感であるとか、あるいは恥ずかしいという気持ちがあって、こういった方たちが学校にいらっしゃってもなかなか相談につながりにくいということがございます。

できれば、こういった方たちが例えばカウンセリングルームとかで待っているというよりも、教室に入っていきような、そういったことが必要になると思いますので、具体的な施策を考えるときにそういったことも考慮していただけるといいかなと思います。

事務局（義務教育課）

- 義務教育課の佐々木と申します。ご意見ありがとうございます。

実際、今スクールカウンセラーを配置しておりますけれども、ただ教育相談を待つだけではなく、学校によっては学級活動の中でガイダンスなどもしていただいておりますが、なおそういった視点が含まれるようにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

足立会長

- ありがとうございます。

そのほかございませんか。では、我妻委員、どうぞ。

我妻委員

- まず、条例の前文のところで「社会全体で切れ目なく支えていくこと」という言葉が入ってまして、それに伴って条例の項目に沿った現状と課題の1ページ、(1)です。1行目の「公立・私立幼稚園、保育所という垣根を越えて、県、市町村、教育、福祉が連携しながら幼児期の教育を促進していく必要がある」という項目が1行目に入っていますが、そのことに関してなんですけれども、ぜひ地域の子どもに関するいろいろな関係機関が一堂に会して話し合いをするということ。

地域によってかなり差があるのが現状だと思うんです。それで、それが同じレベルでどの地域でも連携していけるようにということで、先日の教育庁主催の学ぶ土台推進委員会のほうでも出たんですけども、県主導である程度骨組みをつくっていただいて、ここまではしたらいんじゃないかというような提案を、こちら福祉関係も教育庁も歩調を合わせて進めていただけたらなと思うんです。

実は学校との連携とか幼保小連絡会議とか、いろいろありますけれども、そのレベルが大分地域によって違うんです。小学校に上がる子どもの情報を学校に提供するだけで終わりのところもありますし、それから、地域の保健センター、保育所、幼稚園、民生

委員さん、みんな集まって定期的にお話をして情報を共有しているところもあって、その差がかなりあると。その差をなくすために何かいい方法を考えていただけないかなと思うのが私の意見です。すみません、よろしく願いいたします。

足立会長

○ 事務局いかがでしょうか。

事務局（子育て社会推進室）

○ 大変重要な視点のご意見だと思います。教育と福祉の連携というのはいつもどこでも言われており、なかなか連携が進まないところでもございます。また、地域でいろいろな、本当に熱心に一体となってやるところもあれば、我妻委員がおっしゃったように資料提供だけ、あるいは情報を流すだけで終わってしまっているところというものも多いかと思います。

そのあたり非常に難しいところではございますが、この計画に何らかの形で教育と福祉の連携、あるいは地域が一体となって子どもたちを養育していくというか、そういう体制づくりを進めていくというような項目、そういう内容を盛り込んでいけるように努めたいと思います。そんなところでよろしいでしょうか。

足立会長

○ それでは、佐々木とし子委員，どうぞ。

佐々木（と）委員

○ 教育と福祉の連携という課題なんですけれども、例えば幼稚園、保育所の先生たちが一緒になって園長会議とかを開いているんです。保福部関係で子育て支援とか、そういう話し合いはしているわけですね。それから、教育委員会でも、学校とはまた違って生涯学習課の中で子育て支援や家庭教育支援の話し合いも開いているんです。

ところが、この2つが1つになって話し合いを開くということはないんです、意外と。例えば県も、この「子ども・子育て会議」は教育庁の皆さんが参加されていないですよ。生涯学習課あたりで家庭教育支援ということで、同じような子育て支援に本当に類似したようなものを実際にやっているんですが、地域に行くとやはりこれは福祉部門ではないです。ということで、教育部門しか集まってこないというのが現状です。本当にこの壁って厚いなという感じがするんです。

例えば、ここでも子ども・子育ての中に「切れ目のない支援」とか、それから「家庭教育に対する支援」ということで、地域の教育力を上げるとか、それから、親になるためのことへの学びという学ぶ土台とか、そういうものがいろいろ生涯学習課でやっている支援というか、取り組みも書いてあるんですが、ここにその担当者が来ていないということは地域に行っても同じことで、それぞれで同じようなことを話し合っていて、私は両方に属しているの、両方に同じような会議に出席して同じような話を聞いているんです。

ですから、何とかこの2つを1つに、保福部でやっているところに生涯学習課とか学校教育の人たちも入って一緒にやるということを、具体的に。やはり理想論だけでどうしても進んでいる感じがするんです。

さっきのこのいろいろな取り組みを概要とか聞くと本当にすばらしいと思うんです。これが本当に実際にやれていると、もっと宮城県の子育ても進むのではないかなと思っています。その辺をもう少し具体的に実施できるような取り組みを考えていきたいなと思っています。

足立会長

- 今日、教育庁の皆様もご参加いただいているんですけども、今のご意見について渡辺部長、いかがでしょうか。

渡辺保健福祉部長

- 今のご意見ですが、非常に痛いところを突かれたようでして、計画では福祉と教育の連携とか、そういうことをうたっておりますが、現場のほうではまだまだ実質的に連携までいっていないというご指摘は、こちらを感じる場所が多いと思っております。

先ほど我妻委員のほうからも話題がありましたが、学ぶ土台づくり、こちらのほうは各地域で開催しております、教育庁のほうはメインでやっておりますが、一応福祉のほうも参加して開催しておりますが、まだ福祉のほうの関わり具合が弱いというか、そういうところは感じております。

あと、地域では保健所が中心となって健康の面を中心として、福祉の関係者、教育の関係者が集まって、子どもの健康面についての課題の共有とか、対応策について意見交換をしておりますが、やはりそういう場はまだ少ないと。そういう場をできるだけ多く持って、テーマを持つとともに、総合的に課題を共有するということが必要であるかと思っておりますので、できるだけ、県庁の内部でもそうですし、あとは保健所単位とか教育事務所単位で、現場で一緒に顔を合わせる場をできるだけ多く持つということが今後ますます必要になってくると思っておりますので、その辺は今後意識して取り組んでまいりたいと思っております。

足立会長

- ありがとうございます。
教育庁の布田課長はいかがでしょう。

事務局（教育庁総務課）

- まず、地域との連携ということ申し上げますと、最近はチーム学校あるいはコミュニティ・スクールといって学校運営そのものを地域の方々と一緒に考えていこうという流れがだんだんできてきております。

一方で、福祉部門と教育部門というのは委員おっしゃるとおり文部科学省と厚生労働省の縦割りの所管があって、それぞれの事業、施策の展開になっているということほど

うしても否めません。随分前からしっかりと連携をとって対応すべきだという声はたくさん伺っているんですが、なかなか現状として進んでいないというのはおっしゃるとおりだと思います。

ただ、地域によってはそういった連携が頻繁にできている地域も出始めておりますので、そういった好事例を全県に紹介するなどして、ますますそういった連携がより進むように我々としても努力していきたいというふうに考えています。

足立会長

○ ありがとうございます。具体的なことにつきましては、構想の中にぜひ盛り込んでいただければと思います。

それでは、ほかに、海野委員、どうぞ。

海野委員

○ 子どもへの支援のところなんですけど、子どもに対する人権被害の未然防止、未然にということにちょっと感じたんですが、不登校などの問題、いじめの問題、引きこもりの問題というのがたくさん起こっているという認識は、これは大事だと思うんですけども、それを見つげるとか、そういう何か起こった人をケアするという以前に、未然にということは子どもたちに対して自分を大事に、自分はかけがえのない存在だというようなことの自己肯定感とか自尊心とか、そういうことを育てることも大事なんじゃないかなと思うんです。ケアするだけじゃなくて、未然にそのベースになる部分、そこを育てるという視点もぜひ持っていただきたいなと思います。

○ それから、親に対して一番最初の基本理念のところ「保護者の子育てについての第一義的な責任を有する者」というのが、計画の中にその視点というのは項目としては入っていないんですが、ほかのは大体対応しているんですが、そのところは対応しているところがないようなんですけれども、未だにしつけのための暴力というものが起こっているという現状もありますので、未然にということでしたら親に対して、本当に昔と今は違うんだということ、子どもに対する親の態度というか、対応の仕方、考え方というものを、そういう啓蒙活動も未然に、というところに入るんじゃないかなと思いました。その辺を考慮していただきたいなと思います。

足立会長

○ ありがとうございます。

資料4の2ページ目ですかね。子どもへの支援の(1)のところ、未然にということ、恐らく3の保護者への支援の(1)の家庭教育というところ、先ほど愛着形成ということもちょっと触れられていたんですけども、ここの未然にということと家庭教育への支援というところについてちょっと一言お願いしてよろしいでしょうか。

例えば、先ほどの骨格のところだと保護者が子育てについて第一義的な責任を有すること、とかなり強く出ているんですけども、そういったことが必ずしもここの施策の中では入っていないではないかというお話もあったんですけども、この点についてい

かがでしょうか。

事務局（子育て社会推進室）

- 今ご指摘あったように、基本理念の3について子育てに第一義的責任を有する者であることに対する具体的な施策が確かにわかる形で盛り込まれている部分はなかったように思いますので、例えば子どもの人権に対する被害の未然防止ですとか家庭教育に対する支援のあたりで親は第一義的責任を有する者であるということと、それから、親だから子どもの人権を無視して親の思いを子どもに押しつけてしまうようなことがないようにというようなこと、そういうことなどもこの中に何らかの形で盛り込んでいきたいと思えます。

足立会長

- 海野委員のご意見として、そういった内容があったかと思えました。
一方で、親が第一義的な責任を持つということ、それは間違いではないんですけども、でも等しく社会が支えるという視点も必要だと思いますので、その両方がバランスよく入ることが私は必要かなというふうに思いましたけれども、先生方いかがですか。小林委員、どうぞ。

小林委員

- 私、この条例制定にもちょっと関わらせていただいて、この第一義的責任というところではやはり異論があったんです。親だけが子育てに対して責任を負わせられるみたいなイメージがあったんですけども、国のほうの基本的な考え方がこういう形になっているのと、確かに法律的にはそれが第一義的であるというのはあって、やはりそこを外すことはできないだろうという議論があってこれが残ったんです。
ただ、そこはあまり強調すると保護者に子育ての責任が全てかかっていくというような読まれ方はあまりよくないなということで、条例のほうではちょっと柔らかかめになって、むしろそういう問題のある家庭を支えましょうというようなニュアンスになっているので、それはとても宮城県のいいかなと思っています。その実効性のあるところでそれを具現化していただければいいのではないかと思えました。

足立会長

- 高野委員、どうぞ。

高野委員

- すみません、この第一義的責任というものが入ったのは、私としてはとても今回読んでみてよかったと思えました。私は保育所なので、必ず親に言うのは、保育所で子どもを育ててもらおうというような感覚でいますので、そうじゃなくて、子育ての第一義的責任は保護者、お父さん、お母さんなんだよということです。
ただし、働いたり病気をしたり、いろいろな状況でそれができないところでもって私

私たちはお母さんたちを支援し支えていくんだから、やはりどんなことであれ、朝7時に来て夜8時に帰って、13時間保育所にいる子であっても、子どもの育つ基盤は家庭であり、そして、第一義的責任はお父さん、お母さんにあるんだから、そのところはまず忘れないようにしようね。と言いながらお話しします。

ただし、それがきちっと保護者にとりかかるといえるか、今子育て中の人たちに理解をしてもらうようなことをしないと、これは「やはり親でしょう、育てるのは」というふうになってしまうと何のための子育て支援だかわからなくなりますから、そのところは出す以上はきちっと説明をしなければいけないのかなというふうに思っています。

- それから、これを読みますとどこも間違っていない。こうなったらいいなということしか書いていないんですけれども、現場、私たちのように保育所とかにいますと、そんなにたやすいものではないんです。

親の支援をとるか、親が働きやすいように。とは言いますが、私はもう74歳になりますから古い考えなのかもしれないけれども、子育ては親がまずやる、別に親が全部しろと言っているんじゃないですよ。でも、親が子育てしながら働くのを保育所が支援していくという考えだったんですけれども、最近のお母さんたちは働きながら子育てする状態なんで、子どもが病気しようが何しようが迎えに来れない人もいます。

それはそれでいいんです、来れなかったら支えるんですけれども、そうやっていくと親と子の関係が築けない。愛着関係ができていないというのは、私たち現場にいて年々そのことが深刻になっていくことには大変憂慮しています。

子どもが朝7時に保育園に来て夜8時に帰る、うちは13時間ですが、ほかは大体12時間やっていますが、24時間しか一人一人の子どもに与えられていないんです。そういう子どもたちがいつ、どこで親と子の触れ合いを通じ、家族、兄弟の関係を築いていくかということが大変難しいと思っています。

- 今、「気になる子ども」というのが学校でも保育所でも幼稚園でも言われますけれども、決して障害児ではないんですが、どうしても心の問題で落ち着きがないとか、手のかかると言われる子どもたちが増えている状況です。結局は心なんですよ。それから愛情。私は古いと言われるかもしれないけれども、お母さんたちに言うんです。お母さんとかお父さんの愛情があれば1日3回食べるご飯が2回でも子どもは育つよ。と。いいものを着せて、いいものを食べさせたって、そこに愛情がなければ子どもの心は育たないと。

だから、特に最近宮城県は、ここにも書いてありましたけれども、いじめの問題だとか不登校の問題とか、いろいろな問題の子どもが本当に全国的に何本の指も数えないくらいのところにいるというのは大変残念です。

でも、これは急に小学校、中学校になったからって問題を抱えるようになったと私は思いません。結局、生まれたときからの子どもの育ち。だから、そこに周りの愛情とか親の愛情が十分に感じられるようであれば、子どもは育つだろうと。その基本の愛情というか、要するにその愛着関係とかが大変希薄になってきているところに基本的に目を向けないといけない。こういう条例とかというのは確かに文書で出さなければいけないんだけれども、その背景は実際どうなんだろう、もっと大変な状況、貧困なんていうところではないような貧困がいっぱいあるわけですよ。

だから、そこでどう育てていくかということをおはすごく思うので、文章で表さなければならぬという部分は出して結構なんですけれども、その第一義的責任にしたって、子どもの育つ基盤というのは、それが単身家庭だろうが何だろうが家庭なんです。

ただし、それができないから保育所とか幼稚園とかいろいろなところが、地域が支えていくんだよということはきっちりといいながら、やはり基本は踏まえないといけぬのかなと最近特に思っております。

- 待機児童もそうです。待機児童解消、待機児童解消って、市町村、県でもそうですけれども、宮城県はとか仙台市は待機児童がゼロになりましたというのは、それは大変世間に社会に向かってはいいんですが、どんどん保育所が造られて、私はつきり言いますけれども、何だかわけのわからない保育所がどんどんできて、そこで子どもがちゃんと育っていますかね。預かることは預かるんですよ。では、そこで子どものちゃんとした保育の、資質の向上と言うけれども、どこでどういうふうに資質の向上を図るんですか。研修会を開いたって今現場は保育士が足りないから出てこれないんですよ。

だから、例えば宮保協なんかは宮城県内の認可外の職員も、たった年に1回だけでも研修会を開いて、認可の保育所の職員と一緒に研修をしたりしています。それにしたって人手不足で参加するのが大変だとか、土日にやってほしいという要望がでてくるんですよ。

だから、待機児童が解消されてどんどん保育所に子どもが入ってくる中で、ではその子どもたちが本当にちゃんとした保育が受けられているのかどうか。7カ月の子どもに手がかかるからってミルクを飲ませない。そして、いや大丈夫です。水分は白湯とか水とか上げていますから、なんていう保育。両手で牛乳を飲ませているような保育。そういうものが現実にどんどん増えているんですよ。そこで育つ子どもはどうなんでしょう。お母さんたちは預かってくれればいいから、それは預かりますよ。

だから、私は今仙台市で4歳児健診のお願いをしているんです。連合会で。仙台市はお金がかかるからだめだとは言っていますけれども、今1歳半、2歳半、3歳7カ月健診をやって、次は就学時健診までないんです。就学時健診というのは今ごろですよ。もうすぐ来年学校なんですよ。だから、そこにもう1回、4歳というか、3歳7カ月から就学時健診までの間にもう1回健診を入れてほしい。仙台市で五千何人たしか今現在いると思うんですが、その子のためにといっても、お願いをして四、五年なりますけれどもなかなか実現していない。そうやって学校に入るのに小学校1年生、何だかプログラムとか何とかというものいっぱいあるんだけど、やはりその前にもう1回3歳7カ月の後に健診を入れていただいて、それで就学までに少し余裕を持って保育所とかは対応していきたい。専門機関とのかかわりとか、障害児を探すわけじゃないですよ。どうその子が一人一人が育っているかということを見ていただくための健診なんです。

だから、いつも言うんですけれども、さあ小学校、食育始まりますね。小学校になったら本を読みましょとか、読書の時間というのではなくて、もうそういうものを保育所に入ったときから、やってはいますけれども、それがなかなか認めてもらえない。もうちょっとそれを頑張って私たちもやらなければいけないのかなというふうに思っています。

だから、ぜひそこのところをもうちょっと、現場は本当にどうなんだろうということをもっと県としては踏み込んでいただきたいなと思っています。

長くなってしまいすみません。

足立会長

○ 子育てにおいて、家庭が第一義的な責任を負うということではあるけれども、それを支える社会的な基盤というんですか、その重要性について改めてお話をいただいているんですけれども、その中で保育の質であるとか、それから、これは我妻委員も先ほどお話ししたことかと思えますけれども、放課後児童クラブなどもそうですけれども、その質の問題というのはやはり問われるのだと思います。

せっかく児童クラブの指導員についても質をそろえるということで研修制度が始まったにもかかわらず、それが撤廃というような動きになってしまっていて、ちょっと現状と合わないような国の動きもあるんですけれども、多分県でもいろいろ考えていただいていると思いますが、そうした具体的なところについて、なお県として踏み込んでいただきたいというのが高野委員のご意見だったかと思えます。

佐々木とし子委員から何かありますか。

佐々木（と）委員

○ 今の子育てについての第一義的責任というのが親であるという文言なんですけれども、先生の言ったように保育士さんからもすごく今の親って親をしていない、親のほうが親ファーストで、子どものことはその次、みたいな感じで、朝ご飯も食べてこない、朝ご飯は何を食べてきたかというとお菓子だけを食べていると、緑のうんこをしたとか、そういう話なんかも聞いていて、でも文科省の中でも第一義的責任が親であるとは言いながらも、親だけが子育てするものではなく社会全体、地域みんなで子どもたちを育てていかなければいけないということも付け加えて、多分いろいろなところで言われているし、そういう親に「親だけですよ」ということで任せておくとその子どもは本当に不幸な人生になってしまうのではないかなと思います。そういう子どもたちを見つけたときは地域の人たちが何とか支援をして、親ができないところをどうサポートしていくかという部分もこういう中に入れていかななくてはいけないかなと思っています。

足立会長

○ ありがとうございます。

君島委員、お願いします。

君島委員

○ 親の第一義的責任ですか、いろいろな委員の方から話があったと思うんですが、まずちょっと整理したいと思うんですけれども、親の第一義的責任というのは平成 28 年の児童福祉法の改正で初めて出てきました。国の法律としては、それに先駆けて平

成 27 年の宮城県の条例の中に既に盛り込まれているのは、先行しているところであるかなというふうに思っています。

それで、先行しているのはいいんですけども、28 年の児童福祉法の改正ではそれ以外にも 69 年ぶりに第 1 条の理念が変わったりしているように、28 年の児童福祉法の改正ではとても大事な言葉が登場してきています。

例えば児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約です。そういった第 1 条の中にその精神にのっとり、というようなことが盛り込まれたりとか、あるいは児童の最善の利益という言葉が入ってきたりとかかというようにして、27 年の条例制定以降の国の動きというか、かなり進んでいるのではないかなと思います。

それで、その第一義的責任だけが、先行していて、とても大事な最善の利益とか子どもの権利に関する条約とか、そういう言葉が出てこないのがちょっと寂しいなという気がします。

- あるいは、児童福祉法の改正だけでなく、29 年、昨年ですけれども社会的養育ビジョンというものも出されてきて、そこで家庭支援というところも強調されています。それは社会的養護か在宅かという二面性というよりも、むしろ少しその垣根を下げてというか、なくしていくような国の施策の方向性も打ち出されています。

そういったところも加味しながら、含めながら、これからの計画を立てていく必要があるんじゃないかと思うんです。なので、27 年の条例をベースにつくっていくとはいえども、ここ数年の国の動きも見ながら、大事なところは含めていくという作業が必ず必要になってくるんじゃないかと思っています。

以上です。

足立会長

- ありがとうございます。

今の議論につきましては君島委員がうまくまとめていただいたと思いますので、それでは、ほかのご質問とかご意見。では、高橋委員お願いします。

高橋委員

- 資料 4 の 1 ページです。基本施策 1 の (5) 子ども及び保護者の健康の増進等という中の現状と課題の 4 つ目ですけれども、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援ニーズがある中という文章の中に「出産後の母親の身体的ケアのほかメンタルヘルスケアの充実が必要である」となっておりますが、その隣の主な施策の方向性の中に小児医療にかかわる医師確保、相談支援体制の充実という文言がありまして、実は産婦人科の先生たちとの連携であったりとか、そういった充実も非常に大事かと思われるんですけども、ここでうたわれているのは小児医療のみ書かれておりますので、その辺のお考えをお聞きしたいというのがまず 1 点です。
- 2 点目ですけれども、同じ (5) の中の児童生徒の肥満の問題であったりとか、肥満児傾向の出現率が高いということで、主な施策の方向性の中の 2 つ目です。教育委員会との連携によるということで、保健体育指導者の資質向上であったり、子どもの

運動意欲高揚を図るための、という文言がありますけれども、震災後、特に子どもたちが体を動かすような場所がないであったり、あと学校に石巻の場合はスクールバスで通わなければいけない環境であったり、公園がなかなか使えないとかありまして、そういった環境の方向性も示していただくことはできないのかなと思っております。

もしくは（６）の生活環境の整備の促進のところ、そういった子どもたちが体を動かせるような環境について入っていると、対策としてはいいのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

足立会長

○ それでは、事務局、お願いいたします。

事務局（子ども家庭支援課）

○ 母子保健の関係は子ども家庭支援課で担当しております、ただいまご指摘いただきました小児医療のところ、産婦人科、産科医との連携という点についてですが、確かにご指摘のとおり記載が抜けておりましたので、現在、産後うつなどの課題に対しましてもメンタルケアのための会議などに参加したり、そういった課題の認識は持っておりますので、その点も計画の中で具体的にどういったものがこれからできるかということ盛り込んでいきたいと考えております。

事務局（教育庁総務課）

○ 子どもの体力・運動能力の低下であります、委員がおっしゃるように震災後、仮設住宅で過ごしている子どもたちが体を動かす機会が非常に少なかったということは、間違いなくございます。

そういった中で、通常であれば徒歩で通学するのに、遠方の学校にスクールバスで通学をしている、あるいは部活動も十分な時間できないまま、バスの時間に合わせて帰宅してしまうなんていう状況がずっと続いてきたところであります。

震災から7年経過して徐々にそういった状況は改善されつつあることは間違いのないと思っておりますが、今後その環境整備という点で、宮城県として体力・運動能力が全国的に見て非常に低い、肥満度も高い、そういったところの改善については教育庁のスポーツ健康課で対応策をいろいろ考えて、これから事業を進めていくことになっておりますので、ぜひご期待いただきたいと思います。

足立会長

○ ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、この後ちょっとお伺いするんで、その前にちょっとその関連で佐藤佐智子委員、いかがでしょうか。同じような健康というような領域についてですが。

佐藤（佐）委員

○ 今の子どもの健やかな成長の促進というところで、資料4の1番ですね。この(6)の生活環境の整備の促進というところで、子育て世帯に向けた公的賃貸住宅の整備の促進ということが出ているんですけども、子育て世帯に向けた公共的な住宅というのが石巻にはちょっとないかなというふうに今考えていました。石巻に昔あった市営住宅と言われるところも今は、県住宅供給公社ですか、そちらのほうで県営住宅と一体になって整備というか、管理されていて、ひとり親の方から、前に引越したいんだというご相談を受けた際のことを思い出していたんですけども、ひとり親の方に何か優遇措置があるのかなというところで調べたところ、抽選のときに1つ、普通の人は1票しか持てないところを2票持てるというくらいの措置だったので、「ああ、そういう部分しかないのかな」というふうに私は把握していたんです。

もし、県のほうで子育て世帯ですとかひとり親の方に向けてそういう、こちらのほうが優先的に何かできるというシステムがあるのかということと、あと、今後それが整備促進という形で現れていく計画になっているのかなということ伺いたかったです。よろしいでしょうか。

足立会長

○ 事務局いかがでしょうか、今のご質問につきましては。

事務局（子育て社会推進室）

○ 主な現状と課題のところ子育て世帯向けの整備を促進する必要があるというふうには記載させていただいているんですが、今県としてそういう施策があるかという、申しわけありません、今お答えできる資料を持っておりません。少なくとも子育て社会推進室等でこういう子育ての住宅に対する何かの支援というところまではまだ至っていないところが現状でございます。

何らかの形で、例えば土木部ですとか、そういうところと連携してできる方策があればそういうものを探っていきたいというふうには思いますが、現状では申し訳ありませんが、そういう対策まではとられていないという状況でございます。

足立会長

○ 佐藤佐智子委員よろしいですか。

佐藤（佐）委員

○ わかりました。今後の貧困計画を立てる際にもちょっと絡んでくるのかなと思うんですけども、やはり住宅の支払いというか、住宅費というのは結構生活に大きな部分を占めていると思うので、その辺をぜひ反映させていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

足立会長

- 鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員

- 私からは資料4を中心になるんですけども、今回のこの会議体自体がそうですけれども、子ども、それを育てる保護者、さらには地域コミュニティの現状と課題、そして、それに対して主な施策の方向性ということで評価をされているんですけども、以前の会議でもご意見させていただいていましたけれども、それは教育する側からの評価というものをしているのかいないのか、まずお伺いしたいというところがあります。

もししていないということであれば、なぜしなかったのかというところ。その背景には、やはりこの施策の方向性、こういうふうに進めていきますよと課題に対して方向性が示されておりますけれども、当然その方向性、取り組んでいくことを膨らませていけば教育する側の負担というものも当然増えてくると思うんです。

- そうしたときに、例えば資料4の1の(4)右側の方向性のダイヤの3つ目ですか、保育士の処遇改善と人材の確保というものがありますけれども、人材を確保するためには当然資源が必要になりますし、増やしていただくだけではやはりだめになってくると思うんです。

そうすれば、増やすだけではだめ、でも子ども、保護者の負担軽減をしていくためには人も必要。ということは、どこかで業務のスリム化というものも必要になってくると思うので、それぞれ総合的に評価をしていかなければならない。子どもだけ、親だけの目線ではなくて教育する側、保育も含めた教育する側の視点も含めて総合的に評価をしていく必要があるんじゃないかなと思いましたが、そういったところを確認をさせていただきたいというところがもう1点でございます。

- その背景、もう1つ挙げますと、資料4の2ページ目の3です。保護者への支援で(2)雇用環境の整備とあります。これは保護者としての雇用環境の整備の中に方向性の中でワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援をしていきますよと、普及活動をしていきますよとなっているんですけども、では一方で教育する側のワーク・ライフ・バランスはどうなっているんだというところもやはり重要なことでありますので、子どもが幸せに育つため、もしくは親が安心して預ける、教育をしてもらうためには教育する側の支援というものも必要だと思うので質問させていただきたいと思います。

- あと、平成27年に条例が制定されたときに一番最後に、資料3に戻りますが、第28条に財政上の措置というものがあって、必要な財政を確保しますとあるんですけど、読み解きますと、この中に教育をする側の支援というか、そこは含まれていないんです。そういったものは要らないという判断でこの条例が制定されたのかもしれませんが、そこら辺もあわせてご確認をさせていただければなと思いますので、よろしくお願いたします。

足立会長

- 保育や教育する側の負担軽減。昨日もニュースであったかなと思いますけれども、小学校、中学校の先生、1日の労働時間が平均で11時間を超えているということですが、そういったことの負担がある中でこういったことが実現できるかというような視点でのご質問だったかなと思うんですけれども、実際にこういったものが施策として行われていく場合に、あるいは行えているわけですが、そのことについて、鈴木委員がおっしゃったようなことの評価を県としてされているかというご質問だと思いますけれども、いかがでしょうか。

事務局（子育て社会推進室）

- いろいろな形で業務の評価というのは行っているところではあるんですが、この事業のこの部分をこういうふうの評価しました、というようなところは具体的にお示しできるものは申しわけありませんが、今持っておりません。

ただ、今会長もおっしゃったように、確かにこういう計画を立てていくのはいいけれども、実際にやる人たちの負担はどうなんだ。というところは確かにそのとおりだと感じるところでございます。その辺のバランスをどのようにとっていくのかというのは私どもの課題として今後検討させていただきたいと思っております。申しわけありませんが、今はここまでしかお答えできない状態でございます。

足立会長

- 恐らく、各代表の方々にそういったことについてはご意見を伺わなければいけないことなのかなと思いましたが、今のことに関連して大竹委員。学校関係でこのことを考えたときにいかがでしょうか。
すみません。先に、鈴木委員お願いします。

鈴木委員

- 今言った一つ一つの細かいところの評価というところまでは、皆さんわかりませんが、私は少なくとも求めてはいないんですけれども、新しいことをするためには何か削らなければいけないところも出てきますし、新しいものを増やすんだったら人も増やさなければいけない、財源も当然確保しなければいけないところがあるので、それを総合的に評価をしていただきたいというのが私の意見になります。

ですので、そういうところを、あくまでも資料4に基づいてお話をさせていただければ、今の条例に基づいた現状と課題になっています、と。さっき資料3に今の条例の中に教育する側の視点というものは入っていませんね。と言ったのはそこなんですけれども、あくまで今の条例もしくは今の計画の中でのところはぜひ、次の計画策定に向けて今のような視点を踏まえて検討を進めていっていただきたいというのが私の意見になりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

足立会長

- それでは大竹委員、前の事務局の方でもいらっしゃるんですけども、そのことも踏まえてちょっとお話ししていただけますでしょうか。

大竹委員

- 大衡小学校に勤務しております大竹と申します。よろしくお願いたします。
教員のワーク・ライフ・バランスというお話が今出たんですけども、小学校の先生方は、子どもが4時に帰って、それまで勤務をしていて、4時40分までうちの学校は待機になるんですけども、やはり非常に夏休みなんか研修会等でほとんど毎日学校に出て仕事をしておりますし、本当に先生方の健康も心配なところでございます。
ただ、各教育委員会でうまくそれはいろいろな施策を行っている雰囲気も見られつつありますので、各教育委員会でそれぞれいろいろな対応をしている、または今後、夏休みはエアコンが入って登校になるかもしれないという予測も立てられますので、それぞれ各教育委員会のほうで施策は行っているのかなというように考えます。

足立会長

- 鈴木委員の大変大きなご質問なので、それについてはこの素案づくりの中でぜひ含めていただきたいと思います。
では、この議題についてはあともう5分ぐらいにしたいと思うんですけども、まだご意見いただいている方、では、佐藤委員どうぞ。

佐藤（善）委員

- 子どもの支援の子どもからの相談への対応のところですが、実は不登校の子どもたちのケアの問題で「けやき」とか、いろいろあるわけですけども、ただ、非常に数が少ないんですよね。それで、実際不登校になっている子どもが行くために交通手段がないというところもあるわけです。子どもが自分で行けるような、そういう場所というのがないんですよね。だから、私は子どもの本当に居場所、そういう子どもたちの居場所をもっとつくる必要があるのではないのかなと思います。
先日、登米のほうに行って中田に子どもの相談室ということで1つの学校の教室の中につくっているところがあったんですけども、それを見てきたのですが、何かもっともっとうるような子どもが気楽にして、そこで職員の方といろいろ心の悩みを話し、そういうことができるのならいいなと思ってきました。ただ、実際聞いてみますと、親が車で送ってくるとか、公共機関のバスを使ってくるとか、そういうようなことで、しょっちゅう来るといふわけにいかない。だから、子どもが悩みを話したいなと思っててもそういう話す場がない、それが現実なんじゃないかなと思いました。
「けやき」に行ける子どもはまだいいと私は思うんですけども、「けやき」にも行けない、学校にも行けない、もちろん保健室登校もできない、そういう子どもの悩みを聞く場所、そういう場所をもっと広げて多くしていただきたい。何かそういうことを教育委員会なり地域の中でやれるような場、私はこの施策の中の1つとしてそういう居場所というものを設けていただけるような方向性をお願いしたいなと思ったん

です。

以上です。

足立会長

○ ありがとうございました。

今のご質問についてはいかがでしょうか。事務局何かお答えございますか。

事務局（教育庁総務課）

○ 今の件につきまして、担当副参事がおりますので、中身をお話しさせていただきます。

事務局（教育庁義務教育課）

○ ありがとうございます。今ご指摘のありました居場所づくりというところで、今県教育委員会で推進しているのが、みやぎ子どもの心のケアハウスというものがございます。各市町村教育委員会が運営するこのケアハウスは、けやき教室は子どもが来るのを待っている施設ですが、ケアハウスはアウトリーチ機能を持っておりまして、家から出られないお子さんのところに職員が行って学習支援と相談機能を持った、そういった運営支援事業をしております。

現在、19の市町村で行っておりますが、今後も拡充していきたいと考えております。委員がお話しされたように子どもたちの居場所づくりというところで、これからも注力してまいりたいと思います。ありがとうございます。

足立会長

○ 議題1についてまだご意見あるかとは思いますが、最後に大竹委員お願いします。

大竹委員

○ 時間のないところ申し訳ありません。

先ほどの（2）の子どもからの相談への対応なんですけれども、資料4の2ページの2番の（2）なんですけれども、本校にもスクールカウンセラー、それからSSWが入っておりますけれども、1年生から6年生まで発達段階が非常に多様でして、5、6年生ですと相談はできるんですけれども、低学年の子というのはやはり保護者の方が責任を持って相談に来られます。

ですので、ここの部分、3番の保護者への支援というところで（1）家庭教育に対する支援のところにも盛り込んでいただければと考えます。

10月末に出されました児童生徒の問題行動の結果によりますと、やはり暴力行為が低年齢化しております。それから、不登校の一番の原因は小学校は家庭教育の保護者の問題が一番になっております。中学校は個人の問題、その子の個人の問題になっております。

それで、やはり小学校は、特に低学年は家庭の影響が非常に強いものでございますので、学校は子どもの学ぶところですが、先ほどコミュニティ・スクールのお話も出ましたけれども、家庭も地域も一緒になって学ぶ場だと思っておりますので、ぜひスクールカウンセラー、それからSSWのところ、1つ目の四角のところですが、家庭教育に対する支援ということで盛り込んでいただければなというお願いでございます。

- それからもう1つですが、めくっていただいて3ページの特別な支援を要する子ども等への支援ですが、主な施策の方向性の1つ目の障害の早期発見から療育まで一貫した効率的な相談体制の確保とございます。

本校の子どもを申し上げますと、各学年に発達障害、いわゆる障害名がついているお子さんが平均して6%おります。それから、支援員の方、大衡村は非常に子育てに手厚い村でございますので、今7名の支援員がついてくださっています。支援員の手助けが必要なお子さん、各クラスに20%おります。そのくらいちょっと不安定なお子さんが多い状況です。やはり、先ほど高野先生のおっしゃるように愛着障害という子どもさんが多いのかなというふうに思います。

それで、やはり支援体制は下のほうに書いてあるんですけども、相談体制というのが学校の自助努力で今行っている状況です。または保護者の自助努力で行っている状況で、相談体制がなかなか時間待ちとか、公的なところをお願いするのが難しい状況となっておりますので、ぜひここに学校も加味したような、多分、効率的なものの中に加味されていると思うんですけども、このところを福祉と教育の一体化という関連した取り組みということで入れていただければと思います。

- すみません、最後になります。

7番目の東日本大震災の被災地の子ども・子育て支援とありますけれども、私は前に石巻に勤務しておりまして、確かに被災地だったんですけども、今大衡に勤務しておりまして、被災地で被災したお子さんがどんどんいろいろな地域に転出転入を繰り返している状態です。どのお子さんが被災されたかというのは、やはりたどっていかないとなかなかわかりません。

それで、その中に含まれていると思うんですけども、被災地のというふうに限定をしてしまうと、確かに被災地は宮城県全部なんですけれども、「東日本大震災で被災した子どもの」というふうに変えていくと、見た感じに被災地だけではないということがわかるのかなというふうに思いましたので、提案でございます。よろしく願いいたします。

足立会長

- ありがとうございます。ぜひ提案を入れていただければというふうに思います。

一旦ちょっと切らせていただいて、時間が多分少し余るかと思っておりますので、その後またご意見をいただきます。

(2) 「東日本大震災みやぎこども育英基金」の用途について

足立会長

- それで、大変恐縮ですけれども、議題の2がありますのでそちらに移らせていただきます。

それでは、この議題について事務局からご説明お願いいたします。

事務局（子育て社会推進室）

- 東日本大震災みやぎこども育英基金の用途についてご説明させていただきます。子育て社会推進室でこの基金を管理しておりますので、導入の部分を私のほうから御説明し、用途拡充につきましては、教育庁総務課から御説明いたします。

資料5をご覧ください。スライド番号1でございますが、みやぎこども育英基金につきましては、平成23年3月の震災発生後、全国から、また国外からも支援の申込みをたくさんいただいております。同年7月には育英募金の受け入れ口座を開設し、10月に県議会において、震災で保護者を亡くした遺児孤児を支援することを目的とした東日本大震災みやぎこども育英基金条例の制定を議決し、この基金にたくさんのご支援をいただいているところでございます。

平成27年11月には、みやぎこども育英募金の用途拡充について、この審議会でご検討いただきましていろいろご意見いただいたところでございます。平成28年3月に用途拡充についての条例改正の議決を経て、平成28年4月から奨学金と支援金給付事業に加え、里親等への支援、子どもたちの心のケアに関する支援等の事業を実施してまいりました。

- スライド番号2をご覧ください。平成30年10月31日時点で、みやぎこども育英基金に延べ17,390件のみなさまから111億521万2174円の多大なご寄附をいただいております。現在この基金の活用状況につきましては、下の項目に記載しておりますとおり、遺児孤児への奨学金・支援金の支給として17億円、その他、里親等あるいは心のケア等の支援に使わせていただいております。平成29年度末までに約22億円を活用させていただいている状況になっております。現在の育英基金の状況については以上でございます。

事務局（教育庁総務課）

- ここからは私が説明させていただきます。

お手元の資料のスライド番号3をご覧ください。いただいた寄附金の活用実績として、最も金額が大きいものは震災遺児・孤児に対する奨学金の支給事業です。資料にありますとおり、未就学児から大学生等まで、それぞれの段階に応じて、毎月の月額金と、卒業時・就学時等の一時金を支給しており、最長で、6年制の大学を卒業する年となる24歳まで支給する制度となっております。

この金額により、これまで、遺児・孤児1,071人に対し、約17億円を給付してまいりました。

現在の給付額のまま継続した場合、震災遺児・孤児が大学を卒業するまでの間で、

既に支給した分も含めて、総支給額は約31億円となる見通しです。

先ほどの説明にもありましたとおり、現在、育英基金に対しては、約111億円の御寄附を頂戴しており、現在の奨学金の総支給見込額と、奨学金以外の、心のケア対策等の事業を含めても、なおそれらを上回る金額となっております。

- そのため、県では、使途拡充として、現在、2つのことを検討しております。

スライド番号4をご覧ください。まず1つめは、現在の震災遺児・孤児向けの奨学金を拡充することです。今回、県では、震災の発生から7年が経過していることから、奨学金の金額の妥当性について検証するため、現在受給している約600人に対しアンケート調査を行いました。

震災遺児、孤児に対する奨学金については、これまで、文部科学省の「子どもの学習費調査」の結果をもとに、主に学校教育に必要な経費を賄うことができるよう、金額を設定してまいりました。

しかし、この度行ったアンケート調査からは、ご家庭では、学校教育に必要な経費に加え、塾やスポーツクラブ等の学校外での活動費についても多く支出している実態があることがわかりました。

また、大学に進学し、アパート等から通学する場合は、自宅生に比べ、金銭的な負担が大きいことも改めてわかったところです。

この結果などを踏まえ、奨学金の月額を、学校外活動費にも対応できるよう充分な額に増額し、大学生については、自宅生と自宅外生で差を設けることを検討しています。また、これまで対象学校を大学までとしていましたが、大学院までとすることも検討しています。

- 2つめは、基金を活用し、震災以外の要因により遺児・孤児となった子どもたちへの奨学金の給付制度を創設することを検討しております。

これを検討することとした背景としては、以前から、震災遺児・孤児と、震災以外の要因による遺児・孤児との間で、支援に差が生じていることが指摘されてきました。震災遺児・孤児に対する奨学金については、1つめの方向性のとおり、充分な金額へ増額すること、対象学校を大学院までとすることを検討しており、このとおり実施した場合、さらに支援の差が生じることが懸念されます。

そこで、震災遺児・孤児に対する支援は継続、充実させた上で、いただいた御寄附を活用させていただき、可能な範囲で、これら震災以外の要因により遺児・孤児となった子どもたちへの支援を行うことができないかと検討しているところでございます。現在、県では、交通事故及び海難事故により遺児・孤児となった子どもたちに対して、昭和40年代から継続して「交通遺児等教育手当」というものの給付事業を実施しております。これは、小・中学生に限ったものであり、この手当のために頂戴した御寄附を元に、月額3,000円、御寄附を多く頂戴した年には一時金を給付しているものです。

震災以外の要因による遺児・孤児向けの奨学金制度を検討するに当たっては、現在給付している、交通遺児等教育手当を拡充するような方向で考えております。

- スライド番号5をご覧ください。拡充に当たっての対応でございますが、特に、2つめの、震災遺児・孤児以外の子どもたちへの奨学金制度を検討するに際しましては、寄附者の方々からは、震災で親を亡くした子どもたちへの支援のためにということで御寄附を頂戴しておりますことから、寄附者の方々の御理解を得ることが前提であると考えております。

そこで、これまで御寄附をいただいた方々のうち、総額2,000万円以上の御寄附をいただいた75の企業・団体様に対しては、今月上旬より、保健福祉部と教育庁で直接訪問し、説明を行っております。

また、今後は、一度に100万円以上の御寄附をいただいた約600者の方々に對し、文書により、検討の方向性をお知らせすることとしています。

- 本日の会議におきましても、この拡充の方向性について御意見を頂戴し、寄附者の方々の御意見と併せ、概ね了解をいただければ、基金の残高を考慮し、奨学金の金額等の詳細を検討してまいりたいと考えております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

足立会長

- 御説明ありがとうございました。

みやぎこども育英基金の使途拡充についての検討の方向性ということですが、感想等あるかと思いますが、ご意見ありましたらお願いいたします。

小林委員

- すみません、先ほどの条例に少しお話が戻るんですけども、あれはどちらかというと全国的に子ども条例とか子どもの権利条例が制定されている流れの中で宮城県でもあったらいいのではないかとということで、民間団体等と議員さんの間でのお話し合いでできてきたというのがこの子ども・子育て県民条例の下地になっているんです。

それで、たまたま東日本大震災が起きて、もうこれでは条例をつくっておかないと大変、ということになって、私たちも意見を出し合ってつくったので、先ほど君島先生がおっしゃったような国の後追いの変更は入っていないんですが、理念としては子どもの権利条約とか、そういうものが下地になっているものです。

私はこのこども育英基金について、今の使途についてはもちろん異存はないんですけども、先ほどからお話が出ているように、今の宮城県の子どもたちの状況は非常に心配であるということ、それから、復興予算がなくなった後、どうやってこの子どもたちを支えていくのかと市町村ではみんな心配しているといのがあります。

なので、先ほどの心のケアハウスの事業ですけども、私も、もっともっと広がればいいなと思っているところなんですけど、市町村のほうで財源が続くのか、そういうことを心配しておられます。

また、この基金のいいところは、この基金が子育てのほうで福祉部門で持っておられて、義務教育課で実行しておられる。だから、市町村単位でこの心のケアハウスについてのネットワークがきちんとできれば、それを県のほうである程度制度化して、

そこから心のケアハウスのその地域でのネットワークをきちんと系統立ってつくっていくということが、先ほどからの議論につながっていくと思っているところなんです。なので、この育英基金をその心のケアハウス部門にももっと充てていただいて、この震災後の子どもたちへ広く還元できるようにしていただきたいと思っています。

というのも、遺児孤児はもちろん大変なんですけれども、親を亡くさないお子さんでも親の失業ですとか、いろいろな状況で、離婚とか、そういうことで非常に困難を抱えている子どもはたくさんいて、不登校なんかもそういうところから出てきているという要素もあるんです。

もちろん遺児孤児は大事にしていきたいんですけども、先ほど大竹さんがおっしゃったように宮城県はみんな被災していますし、子どもたちが全部その影響を受けているわけなので、その金額の割り振りをこの心のケアハウスに関連する子どもの心のケアのほうに少したくさん充てていただけたらありがたいかなという意見です。

足立会長

○ 事務局、いかがでしょうか。

事務局（教育庁総務課）

○ もちろん、心のケアハウスにも財源を充てることとしておりますし、今後ますますケアハウスについては拡充する方向で進めていこうと思っております。

先ほどお話のありました不登校の出現率が非常に高いということですが、「心のケアハウス」を設置している市町村においては、再登校率も非常に高くなっているという状況があります。こうした状況を見た上で、次々と、まだ設置していない市町村でも手を挙げてきているという現状でございます。我々も非常に重要な事業だと考えておりますし、この基金の財源あってこそできている事業であると認識しております。そういったところに充ててもなお、残余の部分ができるところを使わせていただいて、震災以外の要因で保護者を亡くした遺児孤児に対する寄付事業の拡充をさせていただければと考えております。

足立会長

○ そのほかご意見は。鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員

○ すみません、私からちょっと質問になるんですけども、まず1つ目、スライド番号3番のところで総支給見込み額約31億円とあったんですが、確認ですが、震災で遺児孤児になられたゼロ歳の方が将来的に24歳まで受給をした場合ですから、あと16年ぐらいですか。受給した16年後まで見越して約31億円ということでもいいのかというのがまず1つ。とすると、単純に今の10月31日現在の金額から差し引くと約80億円ぐらいが残高として残りますよという認識でいいのかが1つであります。

- もう1つは、スライド番号4番の検討の方向性1と2がありますけれども、これは同時進行なのか、どちらかに優先順位があるのか、それともどちらかを中心に進めるのかというところが2点目。
- 3点目が、検討の方向性2のところになりますけれども、こちら小学校から高校生まで、震災以外の遺児孤児については支給をしていますといった、この金額のところについて、他県との連動性というのか、そこら辺の高い低いについておわかりであればお伺いしたいなど、まず3つお伺いしたいなと思います。

事務局（教育庁総務課）

- まず、31億円ですが、委員がおっしゃるとおり、平成23年に0歳であった子どもが大学を卒業するまで、表にあります金額を支給し続けた場合に、総額で31億円かかるであろうということでございます。
- それから、2つの検討内容についてですが、御寄付をいただいた方々からのご了解を得られれば、二つ同時に実施したいと考えております。
- 三つ目の交通遺児の手当の他県の状況でございますが、申し訳ありません。手元に資料がありませんので、どのような県独自の事業があるか、この場でお答えできませんけれども、震災以外の要因による遺児孤児に対する都道府県独自の給付を行っているところとしては、東京都や愛知県では独自の制度があるということは承知しております。

足立会長

- ありがとうございます。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

- そうした上でなんですが、まず1つ目の検討方針の1のところ、震災遺児孤児については拡充を図りたいというお話ですけれども、そこについてはどの程度の拡充を図りたいのかこれでは見えてこないで、私としては賛成するしないというのはちょっと申し上げにくいところがあります。

背景としては、ご説明にもあったとおり、震災の遺児孤児で集まった基金ですので、そちらを中心に使うというのは当然のことだと認識をしているんですけども、検討の方向性2のところ、震災以外にも枠を広げたときに、震災の遺児孤児と震災以外の遺児孤児で差が生じる可能性があるというところは違和感を感じるというのが、最大のところになります。例えば震災以外の遺児孤児も同額であれば納得性は高まると思います。

ただ一方で、80億円という相当な基金がある中ではありますが、いずれこれから減る一方になってきたときに何年後かには底をついていくところになりますよね。そうしたときに、震災の遺児孤児はあと16年ありますから恐らく足りるんだろうと。震災以外の遺児孤児はこれからも増えていく可能性も、もしくは減る可能性もありますけれども、流動性があると思います。これまで3,000円だったのが例えば1万円、2万

円になったときに、何年後かにそれを維持できるのかどうかという検討がここでは見えてこないのです、正直、私はこの場で方向性1、2を賛成してくださいと言われてもできないかなというのが私の意見です。

以上です。

足立会長

- 検討の方向性に対する意見でしたけども、そのほかございますでしょうか。
それでは、使途拡充の検討の方向性については、賛成の意見もあるし、慎重にという意見もあるということによろしいでしょうか。

(3) その他

足立会長

- それでは、(3)のその他 のところに移りたいと思いますけれども、何かございますでしょうか。我妻委員、どうぞ。

我妻委員

- その他というわけではないんですけれども、先ほど不登校のお子さんの行くところがないということでお話あったんですけれども、ぜひお近くの児童館、児童センターを使っていただけたらいいかなと思ったので、それを一言申し上げます。
今までも自閉症で学校に行けなかったお子さんが午前中お母さんと来て活動したり、それから、ほかの理由で学校に行けないけれども児童館なら来れるというお子さんを受け入れていたこともありますので、ぜひお近くの児童館に声をかけていただければ。多分拒まれないと思いますので。

足立会長

- それから、その他ですけれども、皆様方のお手元に「東日本大震災から7年、子どもの声を聴く会」というチラシが届いていると思いますけれども、小林委員、ちょっと簡単にご説明いただいでよろしいでしょうか。

小林委員

- 先ほどお話しした子どもたちの意見表明なんですけれども、東日本大震災で被災した子どもたちがだんだん大きくなっていて、当時の小学生がいろいろ言語化ができるようになってきています。中には東京で発表したり、あるいは外部の方が来て仙台で発表の場を持ったりしているんですが、地元でなかなかこういう企画ができにくかったのですが、やはり私たち地元の者がこういうことをしていかななくてはならないだろうということで、第一弾を始めたいと思います。南三陸町で被災した当時小学生の方と、あと岩手県の山田町から4人ぐらい来てお話を聞くことになっております。これからはいろいろな場を通じてこういう会を催していきたいと思います。よろしければおいでになってください。

足立会長

- それから、これまで時間の都合でご意見をいただいておりますけれども、ぜひご感想でも結構ですので、佐藤憲康委員と本田委員、順番でお願いいたします。

佐藤（憲）委員

- この計画をつくるに当たっていろいろな観点から現状と課題を出していただいておりますけれども、ちょっと総花的に見えてしまうところがあるので、宮城県ならではの独自の部分をもう少し出していただきたい。

1つとしては、ここに書いてあったのですが、宮城県は肥満児傾向の出現率が高いとか、あと、先ほど東日本大震災で体を動かすことができないとか、宮城県ならではの課題に対応した計画づくりをしていただきたい。どこの県でも通用するようなというよりは、宮城県ならではの計画づくりというところをもう少し出してもいいかなと思いました。

- あと、課題ばかりなので、宮城県でいいところもたくさんあると思うんですね。そういったところをもう少し伸ばしていくような表現なんかもあってもいいかなというところが1つ感じたところです。

- あとは、この計画が2025年までの計画づくりだと思いますので、その2025年というのがどういう時代になっているのかなというところも見据えた計画づくりにしたほうがいいかなと思っております。

2025年だと団塊の世代が75歳を迎え、福祉という部分が非常に大きな課題になってくる時代だと思いますので、介護と子育ての両立という時代を見据えた計画づくりが必要なのかなという感想を持ちました。

足立会長

- ありがとうございます。
それでは、本多委員、お願いいたします。

本多委員

- 今日は初めて参加させていただきました。本多と申します。

私がちょっと感じていたのは、資料4にあります6の子育てを支える社会的基盤の整備の(1)のところの地域における子育て支援体制の充実のあたりに書いてあったんですけども、子どもの預かりなど援助を受ける者と提供する者との相互援助活動を通じた子育て力の向上ということで、ファミリーサポートとか、そういったことなのかなとは思ったんですけども、ちょっと具体的にわかりにくいかなという感じがありました。やはり子どもの預かりといっても保育士の資格がなくても預かれる制度ができて、子育て支援員などは仙台市のほうでやっていますけれども、そういった養成をして、特に保育士ではないけれども保育ママとかで預かっている方もいらっしゃるし、そういった活動をもっとやっていくということが、少しわかりにくいと感じた部分です。

あと、仙台市のほうに前に聞いたことがあったんですけども、結構、講習を受けたいという方は多いみたいですけども、実際抽選でなかなか当たらないということで、やりたくてもやれない、でも資格を取っても意外と働こうとしないで資格だけ取って終わってしまうという方も結構いらっしゃるみたいで、そういったことももっていないと思うことがあります。あと、宮城県保育士・保育所支援センターで求人を確認してください。なんていうものも見たことがあったんですけども、そういう場合は斡旋などを行わないので、せっかく講習を受けても、それも1日、2日ではなく結構長い講習のようなので、そういったところの負担だとか、せっかく勉強したことが地域に生かせないともったいないなということで、宮城県ではどういうふうを考えているのかなというところをちょっと思いまして、ご意見を伺いたいなと思っていました。よろしくお願いします。

足立会長

- 今のご意見にちょっとご質問の部分が含まれているんですけども、事務局で今、お答えできる点はございますでしょうか。

事務局（子育て社会推進室）

- 今、本多委員がおっしゃったとおりの対策を考えているところでございます。ファミリーサポートの事業ですとか、地域で子育てを支援していくいろいろな対策を充実していきたいと考えております。

本多委員のほうからもご発言ありましたとおりで、せっかく研修を受けてもなかなか活用する場所がないというご意見もありましたので、どんな形でそれを反映させていけるか、そういうことも含めて検討してまいりたいと考えております。

本多委員

- 資格を取った後の働き場所だとか、そういったところももっと拡大できるのかなと思います。実際やはり保育園は保育士さんじゃないとだめだということも多かったり、補助的な仕事はできたりはするみたいですけども、その辺のところも何か地域での子育てというところの具体例というか、今後またそういったところを重点的にいろいろ検討していただければと思います。

足立会長

- ありがとうございます。貴重なご意見、ありがとうございます。

本来ですともうちょっと議論を続けるべきかもしれませんが、終了時刻をちょっと過ぎましたので、本日はここまでとさせていただきます。

また、来年7月に中間案まとめに関する審議会がございますので、その際またいろいろなご意見をいただければと思います。

5 閉会

司会

- それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。委員の皆様、お忙しい中、本当にありがとうございました。

以上